

第十回 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

(三九〇)

昭和二十六年三月二十八日(水曜日)午後零時五分開会

本日の會議に付した事件

○日本開發銀行法案(内閣送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) それではこれより第二十八回の大蔵委員会を開会いたします。

先ず以て日本開發銀行法案の提案理由の御説明を願います。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました日本開發銀行法案につきましまして、提案の理由を御説明申し上げます。

我が国の經濟基礎を育成し、その將來における自立を安定した基礎の上に招来するためには、重要基礎産業の所要資金、なかんずく長期設備資金の供給を円滑ならしめる必要が十分に認識されておたのであります。これがため政府におきましては、将来とも長期産業資金を確保するため種々の施策を実施して参つたのであります。が、先ず第一に、企業が必要とする長期産業資金は、本来増資或いは社債の発行のごとき自己資本の充実によつて調達すべきであるとの考えに立脚して、証券市場の育成、証券投資思想の普及などに努力して参つたのであります。併しながら、資本の蓄積も乏しく、国民所得も概して零細な我が国の実情に徴しま

すときは、このような施策のみを以てしては、必ずしも全きを期しうと考へられませんでしたために第二の対策といたしまして先に金融債の発行を認め、預金部資金によるその引受を行ふこととしたのであります。過去一カ年間に於ける債券発行銀行の業績に徴しますと、これらの銀行は国民經濟上重要と考えられる産業に資金の供給を行なつており、今後の活動も期待せられるのであります。が、これらの銀行は、商業ベースに則つて業務を行ふことを大原則としてゐるのであります。この点から見て債券発行資金による産業資金の供給のみを以てしても、これ又十分とはいへないといわなければならぬのであります。

このような諸点並びにそのよつて來たる原因に鑑みまして、政府は、このたび全額政府出資による独立の金融機關を設立し、その業務として我が国の經濟再建及び産業の開發に必要な長期設備資金を供給せしめることとしたのであります。その運用資金としましては、昭和二十六年度において差し当り百億圓を米國対日援助見返資金特別會計から出資いたしましてこれに當てることとしております。なお、昭和二十六年度中の一定の時期において、復興金融公庫を解散し、その権利義務を承継した後におきましては、その回収金は原則として一般會計からの新らしい出資金となることとなっております。

右のほか、日本開發銀行の業務の運営に關する基本方針については日本輸出銀行とおおむね同一であり、役職員

の地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、經理その他の面におきましてできるかぎり無用の拘束を少くし、その能率的運営を期しております。以上がこの法案の内容でございます。

何とぞ御審議の上御賛成せられるよう切望してやまないものであります。

○委員長(小串清一君) 如何でございますか。これは非常に重大な問題であります。が、明日は大蔵大臣の出席を求めて皆様の質疑を続行したいと思ひますが如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではさう取計らいます。

○委員長(小串清一君) 次に物品税法の一部を改正する法律案、これはまだ内容の説明がなかつたようでありますからちよつと説明してもらひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 物品税法の改正の内容の極く簡単な点につきましては、先般提案理由の説明で申し上げたかと思ひますが、事柄は大体二つございまして、一つはサッカリンとグルチンの課税につきまして課税方法を若干変更しよう。と申しますのはサッカリン、グルチンを使用いたしまして特殊の甘味剤を製造しまして、それを販売するということになつておるのでございまして、その原料たるサッカリン、グルチンの段階で課税しますると、製品が売れるまで、非常に前に課税されまして、納税資金の調達等がうまく行かないという事情がございまして

るので、その製品の段階で課税し、サッカリン、グルチンにつきましては原料免税をしよう、こういう改正が一つでございます。

それから第二点は、物品税の施行に適正を期したために、証紙の制度を新らしく設けたことでございます。但しこの証紙は、前の取引高税証紙みたいなものと違ひまして、單にこのものは物品税を納めたものであるという証票を物品等に貼付する性質のものでございまして、金額の表示はいたしておりません。庫出しする際に納税済であるという一つの証紙を貼付いたしまして、それによつて市場に出てゐる品物が果して課税を受けたものであるか、或いは脱税等によりまして出たものであるかは脱税等によりまして出たものであるかはつきりいたしまして、取締を容易にし、それによりまして、税収の確保を期しますと同時に、他方におきましては正常な業者の利益を適正に擁護して行こう、こういう考えの下に証紙の制度を採用することにいたしましたのであります。この証紙につきましては、物品の性質によりましてどうも証紙を利用しにくい物等もございまして、政府におきましては、差当り貼付見込物品といたしまして考えておりますのは、嗜好飲料、それから靴、トランク、飴、サッカリン、グルチンそれからサイダー、ラムネ、こういうものに最初のうちは限定して実行いたしたいと考えております。余り零細なものにつきまして一々貼付せしめることは、業者の手数等の關係もございまして、目的を達成する上におきまして

で、而も技術的にも証紙の貼付が比較的可能であると認められるものにつきましてこの制度を実行することにして参りたい。かように考えておる次第でございます。

○愛知探一君 ちよつと細かい事ですが、伺いたのであります。ミツゲンというのは、この改正法ではどういう取扱になるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 第二種第三号の「サッカリン、グルチン及此等原料トスル調味用固型人工甘味料」これに該当することになりまして、ミツゲンの段階で課税される。ミツゲンの原料としまして、サッカリン、グルチンを製造場から移出する際に、原料免税をいたしまして、製品になつてから課税しよう。但しその課税に當りましては飽くまでもサッカリン、グルチンの使用料一キロにつきまして同じ税負担をさせるというふうにいたしておるのであります。

○愛知探一君 この改正案が出る前は、ミツゲンの課税については現行法によりまして、サッカリン、グルチンを庫出しというか、持出したときに本来課税すべきものであつて、ミツゲンの製造業者は制度上は免税を相當やつておつたということになるわけで、相當九州方面では問題があつたようでありますが、そういうものの取扱といひますか、現在脱税として一応抑えておるものもあると思ひますが、それは制度の無理からさういふことになつておると思ひます。これの救済策というのはどうなるものでしょうか。

○木村禮八郎君　そうしますと、原則としては物品そのものにかければ物品税になるわけですが、所得税としてそういう形でかけては間違ひである、こういうふうに見ていいわけですか。

○政府委員(平田敏一郎君) ただそれだけの理由で課税するのはどうかと思います。ただ今申しましたように、所得の個別調査がなか／＼むずかしい場合におきましては、所得を推定する方々の場合でございまして、例えば理髪屋さんの場合でございまして、椅子の台数等を調べまして、大体どれくらいの所得がある、そういう推計調査をやつて、それによつてやらざるを得ないという場合もございます。

○木村禪八郎君 これは実例を一つ申し上げませんとはつきりないと思いますが、実は靜岡県須津村中里部落といたところで副業で竹行李を作つておる。その竹行李に対する課税につきまして、出荷組合に対して物品税的に課税しておる。それで一個幾らで税金をとつておる。その結果非常に弊害が出て来ておる。例えば副業でやる人と専業にやる人と非常に違いが出て来まして、その所得にかけるならば専業の人、これは話がわかる。ところが副業

○政府委員(平田敬一郎君) 一個幾らという、ただ簡単にそれだけの方法で全部しまいにして何か課税するというのは、これはどうかと思いますが、さ

つき申しましたように所得を推定する資料といたしまして、出荷の個数並びにその金額を調べて、その金額に対しまして所得率を適用しまして所得を算定し、それを基にしまして控除等を適用して所得税額を算出する。少くともそれだけの手数、方法は盡さなければおかしいんじゃないかと思いますが、一個幾らというふうに機械的にそれだけで税額をいきなり査定するといったような方法は如何かと思うのでござい

ますが、具体例につきましてはなお
く国税長官も見えましたが、取調べな
上でお答えしたらどうかと思います。
○木村福八郎君 事実をそういう例がご
ざいますから、一つ調査して調べて頂
きまして、そうして所得税を一個幾
ら、竹行李一個幾らで税を取る、こ
うことが事実行われておつたら、そ
れは私は間違いだと思ひますので、と
く御調査願ひたいと思ひます。これ
あとではつきりその場所をお示しし
たいと思ひます。静岡県の須津村中甲

なお国税長官がお見えになりました。

から御質問上げたのですか。この
国税徴収につきまして長官も随分いろ
いろお骨折りでありますしうが、まだ
まだ末端においては非常に徹底しない
点があるのは非常に遺憾なのですが、
特にこういう問題が起つたのです。こ
の前参議院の大蔵委員会の小委員会に
おきまして、農業課税におきましては
必要経費を適正に見るべきであるとい

う、こりいう請願に対する採扱があつたわけです。そこでこれは国税長官も御存知の通り、これは千葉県の流山です。ところでこの国税庁の事務官のか

たです。それは長官も御存知だと思ふのです。が向後武治といふかたです。ね、事務官がその流山に行きまして、国会に対してああいう請願をしたことはよろしくないと、それで諸君がそういうことをするともつとひどく税金が高くなるぞ。だん／＼調べれば収入がもつと多くなつて来る。だからあれは成るべく取上げるようにしたいいだらう。というので、判を取つて取上げるように、そういうことをした。こういう上

うなことはこれは一つの強制力みたいなことになると思うのですが、国会も採択した、そういうことについて、それをやめさせるように国税庁の事務官が行つてそういうことをやるということでは、これは長官として正當とお考えですかどうかお伺いしたいのです。

○政府委員(高橋衛君) 只今の事務官が参つて請願を取下げるようになふうなことをやつたというお話は、まだ全然聞いておりません。そういうふうな事実があつたかどうか、又どういふふう

○木村福八郎君　これはもう事実なんです。実は私のところにそういうこと

をされたという陳情書がこんなに來て
いるのです。これは各個人みんな署名
捺印しております。例えばその一つの
例を申し上げますが、昭和二十四年度所
得税につき国税局の調査を受けまし
て、いろ／＼話の上で悪いようにはし
ないから取下げたほうがいいでしょう

と言われたので取下げまして、本年は意外の不作で納税にも困っておりま
す。どうかよろしくお願いいたします
と。それから昭和二十四年度所得税の

ことにつき国税局より審査に来まして、大して調査もせず、ほかの人が皆取下げしたから取下げなさいというのが、悪いよう
で取下げはいたしましたが、悪いようにはしないからと言っておりまして、重税のため困つておる。何とぞ必要経費のことにつき御同情、御盡力をお願いいたします。こういうふうにして皆署名しまして来ておるのです。又一月十三日国税局から二人で朝十時半頃来まして、いろいろ話をしました。

が、取下げを強要されたので、役人の言うままに取下げをしました。必要経費を御心配願います。まだたくさんございます。それで皆これは署名捺印しております。こういう事実があるのでございます。ですからこの国会にああいう請願をしたと、それに対して、殊

に農民はお役人が来るのと非常に恐がるのです、非常に怯えておりまして……。それでああいうような請願はけしからんじやないかというふうにとられて、そうしてこれはまだたくさんあり

願して必要経費を適正に認定……採振されたのに対して、国税庁のほうで熱

心に実情を調べて、必要経費を適正にするような努力をされないで、むしろその請願を取下げるような運動をしておると、これは事実なんですよ。それで勿論長官はそのことは今御存じないようでありますから、これはよくお調べになって頂きたいと思いま

す。こういうことは、国会のそういう決定に對して、これを取下げる運動を政府のほうでさせると、こういうことになる、これは穩かでないと思うの

です。これは確かに私は非常に行き過ぎだと思うのですが、この実情を御調査願ひまして、そうして適当な処置をとつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(高橋衛君) 只今お読み上げになりました書類だけでは、どうも事実がどうであつたか、必ずしも適確に判断いたしかねるのであります。が、それらの事実をよく調査いたしました、適正に処置いたしたいと考えます。なお私どもといたしましては、い

つも申上げております通り、できるだけ親切に、又十分に申出のある点を調査いたしまして、そうして適正に決定したいと、こういう趣旨の指示を絶えずいたしておりますが、并解になるかも知れませんが、何分昭和二十四年度の場合におきましては、更正決

定の数が全国で四百万を超えておりますというふうな事情もございましたし、我々といいたしましても、そういう個々の審査処理につきましても処置を急いだというような関係上或いはさよ

うな必らずしも適當でないということが行われた面もあつたのではないかと、いふうに想像されるのでございませう。何と言いましても適當なことではないと思ひますので、將來は十分そういうことのないように注意して行きたいと考へる次第でございませう。

○木村福八郎君 只今国税長官の御答弁がございまして、その御答弁に信頼しまして、よく御調査して頂きまして、行過ぎのないように希望して置きます。

もう一つこれはやはり具体的な例なのでございませうが、この国税徴収上我々におきまして非常に遺憾なことが一つあるのですが、この点も一つお調べになつて善処して頂きたいのです。それは先ほど竹行李について問題になりました静岡県の須津村のことなどございませう。これについては余り細かいことを申し上げず、その対象になる人は税務署の事務官なんですから、その人に対して、まだそれはつきりしないのに余り内容に亘つて困ることになると氣の毒ですから、具体的に名前があつて申上げます、長官に……その具体的例はこうなんです。静岡県の富士税務署の三井兼夫というかたです。この三井兼夫という税務署長の、その署員です。高橋という事務官、高橋常雄というかたですが、この事務官をめぐつて所得税決定について非常にいろ／＼問題があるのです。その事務官自体の所得決定についても問題があるのです。それから事務官の親戚につきましていろ／＼所得税の申告決定について非常に不当なことが出て来ておるのです。これはその土地の農民組合で課税が不当なので、それでは

ほかの人はどういふうに課税されておるかというのを調べたわけなんです。調べたところが、税務官吏自体、或いは税務官吏の親戚、そういうところに対して非常に不当に所得決定をしておるといふことがわかつたのです。こういうことがわかつたので、農民あたりの納税に対する意識、納税思想というものは非常に悪くなると思ひます。従ひましてこういう事実がありましますので、余り具体的に申上げますと却つて個人に対して、まだこれが調査して見てはつきりしないのに、余りにそういう不当な横暴的なことを申上げるのはいけないと思ひますから、あとでそれは国税長官に申上げますが、この点も一つお調べになつて頂きたいと思ひます。こういうような、末端においてこういうことが行われましますと、納税上、納税意識を非常に私は悪くすると思ひますので、この点についても一つ御調査願ひたい。あとで詳しくは又申上げますが、如何でございませうか。

○政府委員(高橋衛君) 税務官吏の實際に所得その他の調査をいたします際におけるところの態度なり何なりが、ややともすれば疑惑を招くというやうなことがあると、お話の通り納税思想にも非常に悪影響を及ぼしますので、私もといたしましては、そういう点に常々必要な注意を払つて参つておるのでありますが、若しもそういうやうな事実がありといたしますれば、これは完全な汚職でありますから、これは十分な処分をいたしたいと思ひます。ただ私どもの見るところによりましますと、実は昨年の法律の改正によりまして、国税庁の

監察官に或る程度の警察権も与えるということになりまして、積極的にこれらの調査を相當進めて参つておるのであります。又それによつて相當の成績を挙げて参つておりますのであります。漸次そういうやうな傾向が減少しておる、絶滅されておるといふ程度にまでは到底まだ自信を以て申上げかねるのであります。とにかくこれが絶滅を期して努力いたしておるといふことは申上げていいかと思ひます。而して今回の大蔵省設置法の改正におきまして、この監察官の数を六十名から二倍にいたしまして、更に徹底を図ろうという考へでおるのであります。特にそういうやうな汚職の起りますケースは、主としてむしろ都会地に多いと私は見ておるのであります。田舎の税務署であります。と、いろ／＼すぐ風評が立ちましますし、又いろ／＼投書等もありまして、割合に調査がしやすい、従つて予防もしやすいという現状であります。都会においてはそういうやうなことがなかなか調べが付きにくい、監督がしにくいという關係上、絶滅を期するといふことがなかなか困難であります。只今の富士税務署の問題につきまして、田舎の税務署でありますからそういうやうな事実はすぐはつきりすると思ひます。従つてはつきりと事実を確かめました上で措置をいたしたいと思ひる次第であります。

○小林政夫君 税務署員の銀行預金の調査の問題であります。これについては慎重にやるようにという通牒は出ておる通りに承知しておりますが、最近やはり田舎の銀行等の話を聞くと、どうも余りその点慎重でないやうであります。それでただ非常に下つぱの税務署員、或いは誰でも該当者の預金を勝手にやるというやうなことで、非常に迷惑をこうむつておるといふか、今の資本蓄積、預金の吸収というやうな点についてかなり迷惑をしておるやうであります。それについて少くとも預金を調べるといふ場合は、地方局長くらい証明を以て調べるといふやうな、制度上ももう少し、ただ取扱上慎重にやれというやうなことでなしに、もつと上級官吏の証明がなくてはできないというやうな制度というか、取扱にすればは行かぬのですか。

○政府委員(高橋衛君) 預金の調査に關しましては只今もお話の通り、これが預金者の心理に悪い影響を及ぼしておる。資本蓄積にいろ／＼な弊害をもたらすといふことがあつてはいけないと考へまして、その取扱には極めて慎重な態度を以て臨まざるやうにいたしておるのであります。而して調査をいたします際におきましても、相當の地位にある、或る程度の年配の行つた人に必らず行つてもらふ。而してその間いろ／＼なトラブルを起さないやうにという方針で臨んでおるのであります。又預金の調査をいたします際においても、一般的に調査をするといふやうなことはいたしませんで、或る程度の申告について漏れがあるという大體の見当がつかますかたについて具体的な氏名を示しまして、個々に調査をするという建前にいたしておるのであります。一般的に調査をするといふやうなことは絶対にいたしておりません。而して今までの経験によりましますと、いろ／＼なトラブルの起ります問題は、むしろ何といひますか金融機關側の十分な御了解を得られない、どうしてもこれを調査しなければその脱税の調査ができないという場合であるにもかかわらず、なか／＼得られない、止むを得ず令状を以て行かなければならないというやうな場合が相當起りがちなのでございませう。而して又そういうやうな事例が相當各所に亘つて多いのでございまして、局長の判断に任せるといたしますと、非常に多数の税務署を持ち、又相當の官吏を持つております關係上、時日を相當遷延いたしました。又はその他事務上なか／＼困難でございませうので、私もといたしましては、むしろ積極的に金融機關の御協力をお願いいたしまして、その間のトラブルをできるだけ少くし、又私もといたしましては調査の対象をできるだけ少くして、そして本當に脱税の調査に必要な最小限度にとどめるといふ考へ方で行きたいと考へる次第であります。

○小林政夫君 一般的な調査をしないといふことは、そのやうになつておるやうですが、併し必らずしも銀行側の非協力的な態度によつて起るといふやうなことでもなしに、どうも私の心配するやうな点が多いやうにも思われるのであります。戦前は何か局長の証明がなくてはいけないといふやうな、大分そういうことも行われておつたやうにも思ひます。戦後は何か局長の証明がなくてはならないといふやうな手続をふんでやるというやうな手続を一段の御研究をお願いしたいと思います。

○委員長(小串清一君) それでは暫時休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後五時五分開会

○委員長(小串清一君) これより再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事

大矢半次郎君

清澤 俊英君

杉山 昌作君

木内 四郎君

委員

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

佐多 忠隆君

小林 政夫君

油井賢太郎君

森 八三一君

木村福八郎君

政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵省主計局法規課長

佐藤 一郎君

大蔵省主税局長

平田敬一郎君

国税庁長官

高橋 衛君

事務局側

常任委員

木村常次郎君

常任委員

小田 正義君

会専門員

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、物品税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、国税徴収法の一部を改正する法律案

律案(予備審査のための付託は三月十九日)

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本開発銀行法案

日本開発銀行法案

日本開発銀行法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 役員及び職員(第十条—第十七条)

第三章 業務(第十八条—第二十条)

第四章 会計(第二十三条—第三十九条)

第五章 監督(第四十条—第四十二条)

第六章 補則(第四十三条—第四十九条)

第七章 罰則(第五十条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 日本開発銀行は、長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(法人格) 第二条 日本開発銀行は、公法上の法人とする。

(事務所) 第三条 日本開発銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本開発銀行は、必要な地に従

たる事務所を置くことができる。

(資本金) 第四条 日本開発銀行の資本金は、政府の米国対日援助見返資金特別会計からの出資金百億円と第四十七条第一項又は第三項の規定により政府の一般会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 前項の米国対日援助見返資金特別会計からの出資金は、昭和二十六年年度において出資するものとする。

3 日本開発銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により日本開発銀行がその資本金を増加する場合においては、予算の範囲内で、日本開発銀行に出資することができる。

5 政府以外の者は、日本開発銀行に出資することができない。

(定款) 第五条 日本開発銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

2 日本開発銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大

蔵大臣に届け出なければならない。

(登記) 第六条 日本開発銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限) 第七条 日本開発銀行でない者は、日本開発銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第四条第二項の規定は、日本開発銀行には適用しない。

(解散) 第八条 日本開発銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本開発銀行が解散した場合において、その残余財産は、別に法律で定めるところにより、国庫に帰属する。

(法人に関する規定の準用) 第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、日本開発銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員) 第十条 日本開発銀行に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事七人以内、監事二人以内及び参与五人以内を置く。

(役員の職務及び権限) 第十一条 総裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、総裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときには総裁の職務を行う。

4 監事は、日本開発銀行の業務を監査する。

5 参与は、総裁の諮問に応じ、日本開発銀行の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は日本開発銀行の業務に関し、総裁に対して随時意見を述べることができる。

(役員の任命) 第十二条 総裁、副総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事及び参与は、総裁が任命する。

(役員の任期) 第十三条 総裁、副総裁、理事及び監事の任期は、四年、参与の任期は、二年とする。

2 総裁、副総裁、理事、監事及び参与は、再任されることができる。

3 総裁、副総裁、理事、監事及び参与が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。

ばならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十四条 日本開発銀行と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本開発銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 總裁、副總裁及び理事は、日本開発銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 日本開発銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 日本開発銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 日本開発銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 経済の再建及び産業の開発に寄与する設備(船舶及び車両を含む。)の取得、改良又は補修

(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。)に必要な資金(以下本項中「開発資金」という。)で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付ける

こと。但し、その貸付に係る貸付金の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

二 開発資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないもの)の発行する債券を含む。以下同じ。で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募すること。但し、その応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

三 銀行その他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金(以下本号中「返済資金」という。)を貸し付け、又は返済資金を調達するために発行される社債で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募すること。但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

四 前各号の業務に附帶する業務

2 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は社債の応募は、当該貸付に係る資金の償還又は当該応募に係る社債の償還が確實であると認められる場合に限り、行うことができる。

(貸付利率)

第十九条 前条第一項第一号又は第三号の規定により行つた資金の貸付の利率は、当該利率により収入する貸付金利息及び同項第二号又は第三号の規定により応募した社債の利子が日本開発銀行の事務取扱

費、業務委託費、第四十六条第一項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るように、銀行の貸付利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の日本開発銀行の貸付利率は、貸付の目的、貸付金の償還期限、担保等においてその種類を同じくする資金の貸付に対しては、同一でなければならない。

(業務方法書)

第二十条 日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付の方法、利率及び期限、社債の応募の方法、元金金の回収の方法その他の業務の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならない。

(業務の委託)

第二十一条 日本開発銀行は、銀行以外の者に対して第十八条第一項各号に掲げる業務を委託してはならない。

2 銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十二条 日本開発銀行は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機関と競争してはならない。

第四章 会計

(事業年度)

第二十三条 日本開発銀行の事業年

度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十四条 日本開発銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金利息、社債の利子その他の資産の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、事務委託費、第四十六条第一項に規定する政府の貸付金の利子及び附屬諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(予備費)

第二十五条 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本開発銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第二十六条 日本開発銀行の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十七条 内閣は、日本開発銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちに

その旨を日本開発銀行に通知するものとする。

2 日本開発銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第二十八条 日本開発銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本開発銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十四条第二項から第五項まで及び前二条の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第二十九条 日本開発銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十四条第二項から第五項まで、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基づく

支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたもののみとする。

(予算の執行)

第三十條 日本開発銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十一條 日本開発銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 日本開発銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十三條 日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類(以下「財務諸表」という。)を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本開発銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(決算)

第三十四條 日本開発銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十五條 日本開発銀行は、決算完結後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十三條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十六條 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十七條 日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十八條 日本開発銀行は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有
二 資金運用部への預託金
三 日本銀行への預金
(会計検査院の検査)

第三十九條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本開発銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

第四十條 日本開発銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は第四十二條第一項の規定による検査の結果に基づき、日本開発銀行に對して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員)の解任

第四十一條 内閣総理大臣は、日本開発銀行の總裁、副總裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 内閣総理大臣は、日本開発銀行の理事又は参事が前項各号の一に該当するに至つたときは、總裁に對し当該理事又は参事の解任を命ずることができる。

(報告の徴取及び検査)

第四十二條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行に對して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(復興金融庫の解散)

第四十三條 復興金融庫は、昭和二十七年三月三十一日までの日において政令で定める日に解散し、その権利義務(政府の出資に係るものを除く)は、日本開発銀行がその日において承継するものとする。

2 復興金融庫の解散の時における積立金に相当する金額は、日本開発銀行が前項の規定により権利義務を承継した日において、第三十六條第一項の規定により準備金として積み立てられたものとする。

3 復興金融庫が解散した場合において、昭和二十六年度において生じた復興金融庫に対する政府出資等に関する法律(昭和二十四年法律第百十四号。以下本則中

「政府出資等に関する法律」という。)第二条に規定する剰余金と昭和二十五年度において生じた当該剰余金で、復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号。以下「昭和二十六年法律第 号」という。)附則第四項の規定により同年度において国庫に納付することを要しなかつたものの合計額が四十五億三千二百八十万二千円をこえるときは、その超過金額に相当する金額は、前項に規定する日において、第三十六條第一項の規定により、準備金として積み立てられたものとする。

(復興金融庫から承継した債権債務の整理に関する業務)

第四十四條 日本開発銀行は、前条第一項の規定により復興金融庫の債権及び債務を承継したときは、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、その整理に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行及び商工組合中央金庫以外の者に対して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 第二十一條第二項及び第三十九條の規定は、商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用する。

(復興金融庫の解散時の資本金)

第四十五條 復興金融庫の解散の時における資本金の額は、復興金融庫の昭和二十五年度末における資本金の額から、昭和二十五年度分の復興金融庫の国庫納付金

の納付額のうち復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）第三條但書の規定により切り捨てられた額、政府出資等に関する法律第三條の規定により昭和二十六年度において国庫に納付した金額、復興金融金庫の昭和二十五年年度の同条の規定による国庫納付金で昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により国庫に納付した金額、同法附則第五項の規定により国庫に納付した金額及び未払込資本金額の合計額を控除した額とする。

（政府貸付金）

第四十六條 復興金融金庫の解散の時に於ける政府の復興金融金庫に対する出資金は、第三十七條の規定にかかわらず、第四十三條第一項に規定する日において、政府の日本開發銀行に対する貸付金となつたものとする。

2 日本開發銀行は、毎事業年度（昭和二十六年年度を除く）、前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続により、利子を支払わなければならない。

（法定出資）

第四十七條 日本開發銀行において、毎四半期（昭和二十六年年度の毎四半期を除く）、日本開發銀行が復興金融金庫から承継した権利のうち、その融通した資金に係る債権、その債務の保証の履行に因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な経費で政令で定めるものに充當した資金に係る債権の回収金（以下「復興金融金庫関

係回収金」という）を生じたときは、当該四半期末において、当該復興金融金庫関係回収金の額に相當する額の附則第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相當する金額が、当該四半期末において、政府の一般会計から日本開發銀行に対し出資されたものとする。

2 日本開發銀行は、昭和二十六年度に限り、前条第一項に規定する政府の貸付金の返済に充てるため、第四十三條第一項の規定により承継したもののうち第一号から第三号までに掲げるもの及び第四号に掲げるもの（以下本条中「復興金融金庫関係回収金等」と総称する。）を、七十六億一千九百六十三万三千円（政府出資等に関する法律第三條若しくは昭和二十六年法律第 号附則第五項の規定により昭和二十六年年度において国庫に納付した金額又は復興金融金庫の昭和二十五年年度の政府出資等に関する法律第三條の規定による国庫納付金で昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により国庫に納付した金額があるときは、その金額の合計額を控除した金額、以下本条中同じ。）を限度として、昭和二十七年四月三十日まで国庫に納付しなければならない。

一 政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金で昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により昭和二十五年年度において国庫に納付することを要しなかつたもの

二 昭和二十六年法律第 号附則第五項に規定する農林債券の償還金

三 復興金融金庫の昭和二十六年年度における政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金

四 昭和二十六年年度における復興金融金庫関係回収金

3 昭和二十六年年度において前項の復興金融金庫関係回収金等が七十六億一千九百六十三万三千円をこえる場合においては、当該超過金額に相當する金額の第四十六條第一項に規定する政府の貸付金が昭和二十七年三月三十一日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相當する金額が、同日において、政府の一般会計から日本開發銀行に対し出資されたものとする。

（国庫納付金の歳入の年度所属区分及び納付の手続）

第四十八條 前条第二項の規定による国庫納付金は、一般会計の昭和二十六年年度の歳入とする。

2 前項に規定する国庫納付金の納付の手続は、政令で定める。

（業務の引継に関する細目）

第四十九條 この法律に規定するものを除く外、日本開發銀行による復興金融金庫の業務の引継に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第五十條 日本開發銀行の役員又は職員が、第四十二條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十一條 左の場合においては、その違反行為をした日本開發銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務及び第四十四條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十一條第一項又は第四十四條第二項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

六 第三十七條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

七 第三十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

八 第四十條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第五十二條 第七條第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律中附則第二項、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十八條及び第三十一條から第三十三條までの規定以外の規定は、公布の日から、附則第二項、

第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十八條及び第三十一條から第三十三條までの規定は、復興金融金庫の解散の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

復興金融金庫法

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律

3 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開發銀行の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならない。

5 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し米國対日援助見返資金特別會計からの出資金の払込の請求をしなければならない。

6 前項に規定する出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を日本開發銀行の總裁に引き継がなければならない。

7 總裁が前項の事務の引継を受けた日において、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

8 日本開發銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

9 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ總裁又は内閣總理大臣の定めるところとする。

るにより、二年、参与のうち二人については、総裁の定めるところにより、一年とする。

10 日本開発銀行は、昭和二十六年度に限り、左の各号に掲げるものを、四十五億三千二百八十万二千円（復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律第二条の規定により昭和二十六年において国庫に納付した金額又は復興金融公庫の昭和二十五年度分の同条の規定による国庫納付金で、昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により国庫に納付した金額があるときは、その金額の合計額を控除した金額）を限度として、昭和二十七年四月三十日まで国庫に納付しなければならぬ。但し、その納付の順序は、各号列記の順序に従ふものとする。

一 第四十三条第一項の規定による復興金融公庫の権利義務の承継により同項に規定する日における日本開発銀行の貸借対照表に利益金として計上すべき金額に相当する金額

二 日本開発銀行の昭和二十六年度の損益計算上の利益金

11 第三十六条第一項の規定は、前項の規定により国庫に納付した昭和二十六年年度の損益計算上の利益金については適用しない。

12 第四十八条の規定は、附則第十項の規定による国庫納付金について準用する。この場合において、第四十八条第二項中「納付」とあるのは「計算の方法及び納付」と読み替へるものとする。

13 附則第十項の規定により日本開

発銀行が国庫に納付した金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

14 附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により附加価値税を課する場合において、同法の規定により加算法によつて附加価値税額を算定するとき、又は同法の規定により附加価値税額を事業税に相当する額によつて算出する

ときにおけるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入し、又、地方税法により控除法によつて附加価値税額を算定するときにおける特定の支出金額に算入する。

15 大蔵大臣は、復興金融公庫の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の登記所に嘱託しなければならない。

16 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

17 前項の登記については、登録税を課さないものとし、日本開発銀行が第四十三条第一項の規定により承継した権利についてする権利の取得及び所有権の保存の登記は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の規定の適用については、登記の変更の登記とみなす。

18 他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まないものとする。

19 登録税法の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「復興金融公庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に、「復興金融公庫法」を「日本輸出銀行法、日本開発銀行法」に改め、同条第十八号中「復興金融公庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に改める。

20 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ二を次のように改める。
六ノ二 日本輸出銀行ノ発スル証書帳簿
同条第六号ノ八の次に次の一号を加える。
六ノ九 日本開発銀行ノ発スル証書帳簿

21 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第六号を次のように改める。
六 削除
法人税法の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「住宅金融公庫及び復興金融公庫」を「住宅金融公庫」に改める。

22 産業復興公団法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第三項を削る。

23 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

24 第一条中「復興金融公庫」を削る。

25 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第四号中「復興金融公庫」を削り、同項第四号の二を次のように改める。
四の二 日本輸出銀行及び日本開発銀行を監督すること。

26 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「復興金融公庫」を「日本開発銀行」に改める。

27 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「復興金融公庫」を「日本開発銀行」に改める。

28 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。
第五条第六号を次のように改める。
六 削除
電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「復興金融公庫」を「日本開発銀行」に改める。

29 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「復興金融公庫」

を「日本開発銀行」に改める。

30 地方税法の一部を次のように改正する。
第二十四条第三号及び第七百四十三条第三号中「復興金融公庫」を削る。

31 日本製鉄株式会社法廃止法（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。
附則第七項中「復興金融公庫」を「日本開発銀行」に改める。

32 金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。
第八条中「恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、復興金融公庫」を削る。

33 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

34 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

35 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

36 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

37 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

38 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

39 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

40 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

41 改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五条第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二条第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二条第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第一条第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項の規定は、復興金融公庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融公庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所